

鳥取県国民保護計画

作成：平成17年7月

変更：平成29年6月

鳥 取 県

www.pref.tottori.lg.jp

はじめに

この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、単に「法」という。）や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、「事態対処法」という。）等の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、鳥取県内にいる全ての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

県は、市町村及び関係する機関と連携し、この計画を基本にして、リーダーの勇気ある指揮のもと、住民を守るための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を臨機応変に行います。

住民の皆さんには、この計画の目的をよく理解してもらい、自主的に必要な協力をお願いします。

国民保護に関する基本的方針

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、次の事項に留意し、国民保護措置に関する基本方針とします。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

法の下での平等	憲法第14条
苦役からの自由	憲法第18条
思想及び良心の自由	憲法第19条
表現の自由	憲法第21条
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

(2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

個人の公共的負担	土地等の使用	法第82条
	物資の売渡しの要請等	法第81条
	医療の実施の要請等	法第85条

社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第102条
	警戒区域の設定	法第114条
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法第108条
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第125条

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事（法第85条第1項・第2項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1項・第2項）
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）	
訴訟に関する事（法第6条、第175条）	

※ 県は、これらの手続に関連する文書について鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づき設定した保存期間が満了するまでの間、適切に保存するとともに、必要に応じて保存期間を延長します。

3 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮（法第7条）

- (1) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (2) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮
- (3) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

4 国民に対する情報提供（法第8条）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

5 関係機関相互の連携協力の確保

県は平素から、国、市町村及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

6 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

7 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意します。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

国民保護措置を行う人の安全の確保

1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。(事態対処法第17条)

2 安全配慮義務

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法第22条)

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予測される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、法第79条
3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条
8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

3 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

次を参照してください。

- (1) 第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様、1 この計画が対象とする事態、(1) 武力攻撃事態等の想定、イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設
- (2) 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ) 生活関連等施設の安全確保

この計画の対象とする事態

弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争（L I C）などの「新たな脅威」が高まっております。この計画では、これら新たな脅威への対応についても計画しています。

他方、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などが生起する可能性は低下していると思われませんが、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、県として備えます。

この計画の使用に当たって

大規模なテロにおいては、この計画の武力攻撃事態等を緊急対処事態に、国民保護措置を緊急対処保護措置に読み替えて使用してください。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起こり、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ積極的に対策を行うことが必要です。

このため、この計画についても、随時必要な修正を行っていきます。

用語集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、次のとおりです。

1 地域等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法第52条
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法第119条(「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない)

2 機関名等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	県	鳥取県	
2	公安委員会	鳥取県公安委員会	
3	警察本部	鳥取県警察本部	
4	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
5	国対策本部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部	事態対処法第10条、 事態対処法第23条
6	国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関	
7	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法第27条
8	市町村対策本部	市町村国民保護対策本部	法第27条
9	県緊急対策本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法第183条
10	市町村緊急対策本部	市町村緊急対処事態対策本部	法第183条
11	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
12	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第28条
13	受入本部	避難先で避難する主体	
14	国対策本部長	事態対策本部長	事態対処法第11条
15	県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法第28条
16	市町村対策本部長	市町村国民保護対策本部長	法第28条
17	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
18	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
19	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
20	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
21	陸自第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
22	海自舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
23	空自第3輸送航空隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
24	日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
25	N T T 西 日 本	西日本電信電話株式会社	
26	NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
27	N T T ト コ モ 中 国	株式会社NTTドコモ中国支社	

番号	用語等	定 義	備 考
28	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
29	県医師会	公益社団法人鳥取県医師会	
30	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
31	県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
32	県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
33	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
34	日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
35	山陰放送	株式会社山陰放送	
36	山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
37	県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会	
38	県LPガス協会	一般社団法人鳥取県LPガス協会	
39	県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会	
40	県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会	
41	県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
42	県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)	
4	災 対 法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
5	買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)	
6	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
7	自治法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
8	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
9	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	
10	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)	
11	医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	
12	生物兵器禁止法	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第77号)	
13	化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律(平成7年法律第65号)	
14	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	知 事	鳥取県知事	
2	ゲ リ ラ	不正規軍の要員	
3	特 殊 部 隊	正規軍の要員	
4	N B C R 兵 器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、放射能(Radiation)兵器	
5	対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
6	緊 急 対 処 事 態 対 処 方 針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第22条
7	基 本 指 針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
8	国 民 保 護 計 画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法第34条
9	市 町 村 国 民 保 護 計 画	市町村の国民の保護に関する計画	法第35条

番号	用語等	定 義	備 考
10	国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法第36条
11	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
12	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
13	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条
14	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条
15	災害	武力攻撃災害、緊急処理事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
16	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法第139条
17	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる。	法第141条
18	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
19	緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
20	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
21	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する法第2条第3項に規定される措置(国民保護のための措置)	法第2条では「国民の保護のための措置」
22	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
23	武力攻撃災害 対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
24	情報要求	この時点で必要とされる情報	
25	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
26	被災者	武力攻撃災害による被災者	法第74条。「被災住民」は使用しない
27	避難住民等	避難住民及び被災者	
28	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
29	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
30	避難所	避難先地域において、避難住民等を收容する施設	
31	收容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法第75条
32	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
33	自主防災組織	災対法第5条第2項の自主防災組織	法第4条に同じ
34	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法第7条に同じ

番号	用語等	定義	備考
35	CATV 事業者	放送法施行規則(昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号)第2条第6号の有線テレビジョン放送事業者	
36	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
37	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条。「避難物資」、「防災物資」は使用しない
38	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法第81条では「救援の実施に必要な物
39	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
40	医薬品	医薬品医療機器等法第2条第1項の医薬品	法第92条
41	医療機器	医薬品医療機器等法第2条第4項の医療機器	法第92条
42	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法第99条
43	生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法第102条
44	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法第103条
45	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第105条
46	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法第105条
47	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号の核燃料物質	法第106条
48	避難経路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない
49	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
50	関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
51	警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	
52	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者	
53	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時等で自ら避難することが困難者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	災対法第49条の10 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府作成)
54	避難退域時検査	避難する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	
55	簡易除染	身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染	

目 次

本 冊

はじめに	……	はじめに-1
国民保護に関する基本的方針		
国民保護措置を行う人の安全の確保		
この計画の対象とする事態		
この計画の使用に当たって		
用語集	……	用語集-1

計 画 本 文

第 1 章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1	この計画が対象とする事態	……	1
	(1) 武力攻撃事態等の想定		
	(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例		
	(3) 各事態における避難方法と避難住民数		
2	国民保護実施の体制	……	8
3	鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響	……	8
	(1) 地形		
	(2) 気象		
	(3) 交通		
4	国民保護実施に必要な情報	……	10

第 2 章 国民保護措置の概要

1	方針	……	11
2	実施要領	……	11
	(1) 段階区分		
	(2) 避難		
	(3) 救援		
	(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化		
	(5) 国民生活の安定に関する措置		
3	避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料	……	22

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

1 国及び関係機関の事務又は業務	23
(1) 県		
(2) 市町村		
(3) 指定地方行政機関		
(4) 自衛隊		
(5) 指定公共機関		
(6) 指定地方公共機関		
(7) 総合調整機能		
2 県、市町村の事務の委託	33
(1) 事務の委託		
(2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力		
3 事務の代行	33

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援	34
(1) 補給		
(2) 補給支援組織の構成		
(3) 補給品		
(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保		
2 運送	37
(1) 運送の一般的要領		
(2) 運送手段		
(3) 運送能力の概算		
(4) 運送必要量の概算		
(5) 運送に関する計画		
(6) 運送の実施		
(7) 避難行動要支援者の運送		
3 衛生	42
(1) 衛生支援組織の構成		
(2) 治療、搬送		
(3) 防疫		
(4) 医療の確保		
(5) 健康管理		
(6) 廃棄物処理業の許可の特例		
4 施設	45
(1) 建物		
(2) 土地		
(3) 避難施設の指定、管理		
(4) 復旧等		
5 財政措置等	50
(1) 予算		
(2) 財務会計に関する事項		
(3) 公的徴収金の減免措置		
(4) 損失補償等		
(5) 損害補償		
(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん		
(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等		

6	備蓄、救援物資	53
	(1) 備蓄		
	(2) 救援物資の取扱い		
7	人に関すること	54
	(1) 職員の派遣とあっせん		
	(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い		
8	国及び関係機関との連携	56
	(1) 応援要請		
	(2) 国との連携		
	(3) 警察との連携		
	(4) 消防との連携		
	(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請		
	(6) 他の都道府県知事等への応援要求等		
	(7) 指定（地方）公共機関への措置要請等		
	(8) 市町村への応援		
	(9) 相互応援協定の整備		
9	情報の提供と相談窓口	61
	(1) 実施要領		
	(2) 情報の提供		
	(3) 相談窓口		
	(4) 実施体制		

第5章 国民保護対策本部等、通信

1	県対策本部等	63
	(1) 組織		
	(2) 県対策本部の所掌事務		
	(3) 県対策本部の設置		
	(4) 位置		
	(5) 県対策本部長の権限		
	(6) 県現地対策本部		
	(7) 予備対策本部		
	(8) 県対策本部の運営及び警戒		
	(9) 県対策本部の移転		
	(10) 現地調整所		
2	職員等の活動体制	70
	(1) 県職員の配備体制基準		
	(2) 県職員の動員計画		
3	市町村の対策本部等	74
	(1) 市町村の対策本部		
	(2) 関係機関		
	(3) 県対策本部と国及び関係機関の連携		
4	県緊急対策本部	74
5	通信	74
	(1) 通信連絡の系統図		
	(2) 通信運用		
	(3) 通信組織の構成、維持、運営		
	(4) 通常時の情報伝達手段		
	(5) 非常通信		

第6章 その他

1	県民、事業所等の協力等	80
	(1) 県民の協力		
	(2) 公共的団体の取組		
	(3) 県民に期待する取組		
	(4) 自主防災組織等に期待する取組		
	(5) 事業所等に期待する取組		
2	普及啓発	83
	(1) 住民への啓発		
	(2) 自主防災組織への支援		
	(3) ボランティアへの支援		
	(4) 啓発の手段		
3	国民保護訓練等	86
	(1) 訓練の目的		
	(2) 訓練の実施		
	(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項		
	(4) 各機関の実施すべき訓練		
	(5) 職員の教育		
4	文化財の保護	89
	(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等		
	(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行		
5	赤十字標章等及び特殊標章等	89
	(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等		
	(2) 赤十字標章等及び特殊標章等		
	(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発		

別紙第1 「情報計画」

1	構想	1-1
	(1) 方針、実施要領		
	(2) 情報活動の過程		
	(3) 情報収集体制の整備		
2	各部局等の役割及び情報の要求・要請	1-3
	(1) 各部局等の役割		
	(2) 情報収集系統		
	(3) 安否情報、被災情報の報告・伝達系統		
	(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段		
	(5) 情報収集・伝達体制		
	(6) 住民への情報提供		
	(7) 避難に関する情報の収集		
	(8) 武力攻撃災害の兆候の通報		
	(9) 安否情報		
	(10) 被災情報		
	(11) 住民避難に関する事項の報告		
	(12) 関係資料の基礎調査		
3	地図	1-18
	(1) 使用する地図		
	(2) 位置の表示		
	(3) 記号・符号		

4	報告、通報 1-19
	(1) 報告通報項目	
	(2) 緊急報告（通報）	
	(3) 受領報告	
	(4) 実行報告	
5	報告様式 1-20
	付紙第1「情報収集計画」1-1-1
別紙第2「平素の段階の計画」		
1	状況 2-1
	(1) 期間	
	(2) 情報計画	
2	構想 2-2
	(1) 活動方針	
	(2) 実施要領	
3	各機関の役割 2-3
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
	(4) 自衛隊	
	(5) 指定公共機関	
	(6) 指定地方公共機関	
4	活動要領 2-7
	(1) 情報	
	(2) 実施体制	
	(3) 補給支援	
	(4) 運送	
	(5) 衛生	
	(6) 施設	
	(7) 人に関すること	
	(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
	(9) 国民生活の安定に関する措置	
	(10) 広報、広聴活動	
	(11) その他	
5	その他 2-14
	(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加	
	(2) 職員の研修	
	(3) 啓発	
	(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備	
	(5) 文化財の保護	
	(6) 公共施設等の設置	
別紙第3「緊急避難段階の計画」		
1	状況 3-1
	(1) 期間	
	(2) 想定される攻撃と被害の類型	
	(3) 情報計画	
2	構想 3-2
	(1) 活動方針	

(2) 実施要領	
3 各機関の役割 3-16
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 自衛隊	
(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 3-19
(1) 緊急避難後の活動要領	

別紙第4「避難準備段階の計画」

1 状況 4-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 4-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 4-2
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 4-6
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 4-19
(1) 応急教育計画	
(2) 文化財の保護	
(3) 特殊標章等の交付等	

別紙第5「避難段階の計画」

1 状況 5-2
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 5-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 5-3
(1) 県	

(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 5-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 5-26
(1) 応急教育	
(2) 文化財の保護	

別紙第6「避難生活段階の計画」

1 状況 6-1
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想 6-2
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割 6-2
(1) 県	
(2) 市町村	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領 6-7
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 6-21
(1) 応急教育	
(2) ボランティアの協力	

別紙第7「復帰段階の計画」

1	状況	7-1
	(1) 期間		
	(2) 情報計画		
2	構想	7-2
	(1) 活動方針		
	(2) 実施要領		
3	各機関の役割	7-4
	(1) 県		
	(2) 市町村		
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）		
	(4) 自衛隊		
	(5) 指定公共機関		
	(6) 指定地方公共機関		

別紙第8「生活再建段階の計画」

1	状況	8-1
	(1) 期間		
	(2) 情報計画		
2	構想	8-2
	(1) 段階区分		
	(2) 復旧段階		
	(3) 復興段階		
	(4) 復旧、復興対策本部		
3	各機関の役割	8-5
	(1) 県		
	(2) 市町村		
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）		
	(4) 自衛隊		
	(5) 指定公共機関		
	(6) 指定地方公共機関		

別紙第9「避難受入段階の計画」

1	状況	9-1
	(1) 期間		
	(2) 情報計画		
2	構想	9-2
	(1) 活動方針		
	(2) 実施要領		
3	各機関の役割	9-3
	(1) 県		
	(2) 市町村		
	(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）		
	(4) 自衛隊		
	(5) 指定公共機関		
	(6) 指定地方公共機関		
4	活動要領	9-7
	(1) 情報		
	(2) 実施体制		

(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関する事	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他 9-7

別 冊

資料編

計画本文

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編、資料編）、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画 ----- 避難施設管理運営指針、鳥取県危機管理対応指針、震災廃棄物対策指針 ----- 避難行動要支援者の避難に係る基準、収容施設消防基準、サービス基準、訓練基準 ----- 避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、避難行動要支援者避難支援プラン
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条第1項)

(1) 武力攻撃事態等の想定

類 型	想 定
1 ゲリラ、特殊部隊による攻撃	<p>各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。</p> <p>予測困難で突発的に発生する恐れがあります。</p> <p>政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。</p> <p>その行動は、一般に、侵入→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。</p> <p>防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることが想定されます。</p> <p>作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。</p>
2 弾道ミサイル攻撃	<p>長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が、鳥取県に落下することも想定されます。</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着上陸攻撃との連携 ・政治的恫喝や他の軍事作戦の一環 <p>弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。</p>
3 航空攻撃	<p>着上陸侵攻支援に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。</p> <p>通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。</p>
4 着上陸侵攻	<p>他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。</p> <p>通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。</p> <p>西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。</p> <p>一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。</p>

ア 予想される一般的な被害

(ア) 通常兵器による被害

一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。

一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(イ) ミサイルによる被害

通常弾頭の場合、被害は一般的に小規模な範囲に限定され、家屋、施設等の破壊、火災等が予想されます。

ただし、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭、化学兵器（C）弾頭の場合、大規模・甚

大な被害が予想されます。

なお、ミサイルの燃料には有害物質が含まれていることがあるため、ミサイルの一部が落下した場合であっても汚染の可能性があり、住民避難、住民が近付かないための措置など必要な措置を警察、消防等関係機関と連携して実施します。

(ウ) N B C R兵器による被害

a 概要

核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被災者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

N B C R兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

N B C R兵器が使用された場合は、情報の入手を行い、速やかに緊急通報を発令し、市町村に通知します。緊急の場合は、県は自ら退避を指示します。この場合、事後、市町村にその事実を通知します。

予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行わなければなりません。

国及び地方公共団体等は各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供するよう努めるものとされています。

被災した人は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

b N B C R兵器の特徴

核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

(エ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

これら施設が攻撃された場合、周辺の一般住民に重大な被害をもたらします。

(オ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(カ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項目		施設名			所管	備考	
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所		地域振興部		
2	県関係施設	1	鳥取県庁		総務部		
		2	鳥取県警察本部		警察本部		
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備		総務部	電気通信事業法第2条	
3	公共的施設 (法第137条)	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	港湾法
				2	地方港湾	県土整備部	
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	空港整備法
				2	米子空港	地域振興部	
		3	道路		県土整備部	道路法、道路運送法	
		4	河川管理施設		県土整備部	河川法	
4	生活関連等施設 (法第102条第1項)	1	発電所、変電所		企業局	電気事業法第2条	
		2	ガス工作物		危機管理局	ガス事業法第2条	
		3	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池		生活環境部	水道法第3条	
		4	鉄道施設、軌道施設		地域振興部	鉄道事業法第8条、軌道法	
		5	電気通信事業用の交換設備		危機管理局、総務部	電気通信事業法第9条	
		6	放送用無線設備		総務部	放送法第2条	
		7	水域施設、係留施設		県土整備部	港湾法第52条	
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設		県土整備部	空港法第5条、航空法第2条	
		9	ダム		県土整備部、企業局	河川管理施設等構造令第2章	
		10	危険物質等の取扱所 〃 (毒物、劇物)		危機管理局、福祉保健部	法第103条第1項、令第28条	
5	近隣施設	1	航空自衛隊高尾山分屯基地		地域振興部		
		2	島根原子力発電所		危機管理局		
		3	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター		危機管理局、生活環境部		
6	農業用施設	1	重要ため池（堤高15m以上、貯水量10万m ³ 以上、防災重点ため池等）		農林水産部	土地改良法	
7	学校	1	公立教育施設		教育委員会		
		2	私立教育施設		地域振興部		
8	その他	1	大規模集客施設、旅客輸送関連施設		危機管理局		

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
2 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

(3) 各事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

類 型	避難タイプ		救 援	被害の最小化
	規 模	避難までの時間		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">緊急対処事態</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃事態</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大規模避難</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中規模避難</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小規模避難</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">緊急避難</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">余裕なし</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">余裕あり</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">救 援</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃災害 への対処</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国民生活 の安定</div>
	タイプ1 大規模避難・余裕あり タイプ2 中規模避難・余裕あり タイプ3 小規模避難・余裕あり タイプ4 大規模避難・余裕なし タイプ5 中規模避難・余裕なし タイプ6 小規模避難・余裕なし タイプX 緊急避難			

武力攻撃の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、想定している避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行います。

イ 避難住民数

平成28年1月1日現在市町村別推計人口より抜粋

	人口			避難住民数		
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難
1 鳥取市	193,584	94,050	99,534	193,584	東部地区 232,324	572,969
2 岩美町	11,439	5,402	6,037	11,439		
3 若桜町	3,258	1,545	1,713	3,258		
4 智頭町	7,130	3,361	3,769	7,130		
5 八頭町	16,913	8,060	8,853	16,913		
6 倉吉市	49,018	23,090	25,928	49,018	中部地区 104,144	
7 三朝町	6,452	3,047	3,405	6,452		
8 湯梨浜町	16,519	7,897	8,622	16,519		
9 琴浦町	17,332	8,148	9,184	17,332		
10 北栄町	14,823	7,032	7,791	14,823	西部地区 236,501	
11 米子市	149,450	70,604	78,846	149,450		
12 境港市	34,157	16,267	17,890	34,157		
13 日吉津村	3,468	1,595	1,873	3,468		
14 大山町	16,450	7,792	8,658	16,450		
15 南部町	10,931	5,142	5,789	10,931		
16 伯耆町	11,112	5,230	5,882	11,112		
17 日南町	4,712	2,177	2,535	4,712		
18 日野町	3,235	1,468	1,767	3,235		
19 江府町	2,986	1,391	1,595	2,986		

ウ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ		大規模	中規模	小規模
避難単位		全県	東・中・西部地区	市町村
避難先		県外	県内、県外とも	原則として県内のみ
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離
	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施 脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施	県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施
		全県輸送計画 +市町村避難実施要領	地区別輸送計画 +市町村避難実施要領	市町村単位輸送計画 +市町村避難実施要領
	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報 状況により、次の段階として、避難などの国民保護措置を行う。		
	輸送手段	他県からの応援がなく分散 使用のため少数	他県からの応援はあるが分 散使用のため制限	他県からの応援はないが集中 使用のため多数
	公共交通機関を使用	公共交通機関を使用	条件付きで自家用車の使用	
調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村と の連絡調整	受入市町村との連絡調整	
消防等の応援	応援なし	広域応援	近隣応援	
段階 ごと の 対 処	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等		
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、 避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）		
	避難準備	情報の収集、広報 ----- 避難先県との連絡調整	情報の収集、広報 ----- 避難先県及び受入市町村と の連絡調整	情報の収集、広報 ----- 受入市町村との連絡調整
	避難	警報等の伝達 ----- 避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も 長距離、長時間。避難誘導 中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 ----- 避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も 中距離、中時間。避難誘導 中の食品の給与等が必要。	警報等の伝達 ----- 避難誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短 距離、短時間。避難誘導中の 食品の給与等も不要。
	避難生活	救援なし ・救援を実施する避難先県 との連絡調整	大規模救援 ・避難住民は多数。他県か らの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県から の応援なし
		武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ	大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等
		国民生活安定措置なし ・国民生活安定措置を実施 する避難先県との連絡調整	大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフ ライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等
	復帰	当時の状況による		
	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	要避難県、受入市町村との協議、救援の実施（避難生活に準ずる）		

2 国民保護実施の体制

3 鳥取県の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

日本海に面し、三方を山に囲まれ、大山、氷ノ山等、1,000m級の山岳を擁しています。地形的に、東部、中部及び西部に区分されます。



(2) 気象

鳥取県は気候の面からみると、鳥取市を含む東部と、倉吉市・米子市を含む中・西部とに二分することができます。また、それぞれは日本海沿岸部と中国山地の山間部とに細分できます。

総じて、典型的な日本海型気候を現しており、中国山地と大陸の影響による季節風および日本海の対馬海流に大きく支配されています。

